

第108号議案
令和6年度品川区一般会計補正予算

子育て世帯生活支援特別給付金および
ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）により、国が給付を実施する「住民税非課税世帯」および、国の給付金制度の対象とならない、「住民税均等割のみ課税世帯」の18歳以下の児童のいる世帯に対して、児童1人当たり2万円の給付を実施する。

また、国の給付金制度の対象とならない、「ひとり親世帯」の18歳以下の児童のいる世帯に対して、児童1人当たり2万円の給付を実施する。

補正予算額 129,972,000円

歳入：物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金

・子育て世帯生活支援特別給付事業	82,054,000円
・ひとり親世帯臨時特別給付金	12,906,000円

1 子育て世帯生活支援特別給付金

(1) 給付対象者

令和6年12月13日時点で品川区に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯（区独自）のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

(2) 給付対象者数（見込み）

児童数：非課税世帯 約3,000名、均等割のみ課税世帯 約400名

世帯数：非課税世帯 約2,400世帯、均等割のみ課税世帯 約350世帯

(3) 事業経費等

82,054千円（非課税世帯 70,976千円、均等割のみ課税世帯 11,078千円）

2 ひとり親世帯臨時特別給付金（区独自）

(1) 給付対象者

令和7年1月1日時点で品川区に住民登録があり、18歳以下の児童を扶養しているひとり親世帯（所得制限なし）

(2) 給付対象者数（見込み） 児童数 約2,100名、世帯数 1,650世帯

(3) 事業経費等 47,918千円

3 区民への周知

申請不要の方へは通知を送付する。

要申請の方へは区ホームページや広報紙等へ掲載し、申請手続きの周知を図る。

4 スケジュール（予定）

令和7年2月上旬	コールセンター設置 区ホームページ・広報紙等へ掲載、要申請者の受付開始
3月中旬	申請不要者へ確認書や支給決定通知を送付
3月下旬	申請不要者へ支給開始
5月末	支給終了